

# 街の不動産トラブルを解決する

## 33 調停人候補者紹介

ADR(裁判外紛争解決)という概念には、裁判以外の紛争解決手段が広く含まれます。日本不動産仲裁機構に寄せられる様々な相談のうち、制度上の正規の和解決手続に至るものはごく一部ではありますが、ADR制度を背景にお客様の相談に向き合う調停人の日々の活動はそれ自体が広い意味でのADRと呼ぶことができるでしょう。ここでは、そのような街の調停人候補者の方々の声をご紹介します。



田中章一氏

まず、最近のトラブルについて、いわゆる泥沼化してしまったり、相続問題のご相談が増加している印象です。

「多数の数次相続の発生により、相続人が数十人となっ

てしまっていた相続不動産の共有問題の解決」や「親戚間で数十年にわたってもめていた権利関係の調整」など、不動産相続におけるトラブルの

次世代に負担を残すな

前述のように多数の数次相続の発生により、相続人同士でもめ事が生じる事例や、相続人が特定できない事例な

と感じており、より身近な問題です。

【調停人候補者】

### 田中章一氏

トリニティ・テクノロジー株式会社 不動産コンサルティング事業部 事業統括 (東京都港区)

法律には法

律の専門家、

たいと思っております。

ど、相続や資産承継の現場で、権利関係が複雑になってしまった不動産関連の諸問題の相談をお受けする機会が増え、「次世代に同じ負担を残してはいけない」という気持ちが強くなり、その解決手段の一つになればという想いから調停人の登録をいたしました。

頭在化した問題を解決する手段だけではなく、潜在的な問題を発見し、「見える化する」ことも、調停人の仕事かもしれないですね。調停人の業務のみならず、周辺領域の法律や制度等も活用し、不動産や資産に関するトラブルを未然に防いで「三方よし」となるソリューションの提供を目指したいと思っております。



解体される民家。数次相続などにより、所有者不明の空き地・空き家が増え、社会問題となっている

資格・総合